

(仮称) 世田谷区教育振興基本計画策定に伴う
幹部部会 (第3回)

教育総務課 令和4年12月13日

■ 次第

1. 4つの教育関連計画のあり方について

教育の情報化推進計画・不登校支援アクションプラン・特別支援教育推進計画・図書館ビジョン

2. 教育目標、基本方針（取組みの視点）について

3. その他

4. 参考資料

文科省 中教審の第10回教育振興基本計画部会の資料（令和4年11月22日）

■ 設置目的など

目的

- ① (仮称) 世田谷区教育振興基本計画について、アドバイザリー会議での意見交換等を踏まえ、**※計画の骨子**となる教育目標・基本方針 (教育目標を実現させる指針として、基本的な方針又は取組みの視点)を策定する。
- ②各部の課題や今後の方向性などを踏まえた意見交換を行う。
- ③計画の構成 (案) の検討

出席者

教育長、教育総務部長、教育政策部長、教育総合センター担当参事、生涯学習部長、教育総務課長、学校職員課長、教育指導課長、教育研究・研修課長、学校経営副参事、生涯学習・地域学校連携課長

日程

次頁のとおり

その他

- ・**※**7月の総合教育会議において、教育大綱を踏まえ、教育振興基本計画を策定することとなった。
- ・4つの計画 (教育の情報化推進計画・不登校支援アクションプラン・特別支援教育推進計画・図書館ビジョン) のあり方を検討
- ・出席者以外の教育委員会の管理職については、適宜、情報提供を行う。
- ・事務局は、教育総務課教育計画・事務調整

骨子 (案) を踏まえて

検討部会において、個別具体的な事業である行動計画 (実施計画) を策定していく

■ アドバイザリー会議・幹部部会 日程

幹部部会

第1回

- 教育目標、基本方針などの教育振興基本計画の骨子（案）について
- 教育長、教育管理職で意見交換
- 議題** 教育に関する動向を踏まえた教育目標・基本方針、各部の課題や今後の方向性、計画の構成（案）の検討
- 議題** アドバイザリー会議で学識経験者と意見交換したいテーマ

8月31日（水）10時～11時
教育長室

第1回

- 2名の学識経験者より、最新の教育に関する動向や課題、今後の教育に関する方向性などの説明（こども基本法・教育基本法体制での教育政策の方向性について、いじめと子どもの意見）
- 学識経験者、教育長、管理職で意見交換
- 日本大学文理学部教授（教育学科） 末富 芳（かおり）、兵庫県立大学環境人間学部准教授 竹内和雄

10月5日（水）18時～19時30分
教育委員会室、オンライン会議

幹部部会

第2回

- 教育目標、基本方針などの教育振興基本計画の骨子（案）について
- 教育長、教育管理職で意見交換
- 議題** 骨子（案）、各部の課題や今後の方向性など

10月24日（月）13時30分～15時
教育委員会室

第2回

- 第1回目振り返りと教育振興基本計画の構成案について
- 学識経験者、教育長、管理職で意見交換

11月16日（水）18時～19時30分
教育委員会室、オンライン会議

幹部部会

第3回

- 教育振興基本計画の骨子（案）の検討、4つの教育関連計画のあり方について
- 教育長、教育管理職で意見交換
- 議題** 骨子（案）の検討、4つの教育関連計画のあり方

12月13日（火）13時30分～15時
教育委員会室

幹部部会

第4回

- 教育振興基本計画の骨子（案）の確定
- 教育長、教育管理職で意見交換
- 議題** 骨子（案）の確定

1月中旬
教育委員会室

■ 4つの教育関連計画のあり方について

あり方・方向性（第2回幹部部会）

第2回幹部部会 令和4年10月24日（月）13時30分～15時

区立図書館ビジョン

- ①点検評価を実施していくためにも、重要となる部分は教育振興基本計画に盛り込む必要がある。
- ②読書バリアフリー法などの法の主旨に基づき詳細に策定していかなければならない。

教育の情報化推進計画

- ①法では努力義務としており、GIGAスクール構想の実施後の計画となることから、個別の計画を策定する必要はない
- ②ICTの技術革新は、日々進歩しているため、5年間の計画というよりは技術革新などに合わせて、その都度、対応していく必要がある

不登校支援アクションプラン 特別支援教育推進計画

- ①状況変化が著しいため、個別の計画は策定しない
- ②基本的な内容については、教育振興基本計画に盛り込む。詳細な内容などについては、個別にガイドラインやマニュアルなどを策定する

具体的・対外的な説明

- ・区民や区議会に対し、個別の計画を策定しない理由について、詳細な説明が必要
- ・教育振興基本計画に盛り込む重要な部分や基本的な内容について、各所管で精査が必要

第3回幹部
部会で決定

（仮称）世田谷区教育振興基本計画の
実施計画（行動計画）に盛り込む

■ 教育目標、基本方針（取組みの視点）

アドバイザー会議概要

第1回開催日 令和4年10月5日（水）18時～19時30分 オンライン会議

会議概要（末富教授の発言）

「こども基本法・教育基本法体制での教育政策の方向性について」

- ①こども基本法、子どもの権利をしっかりと位置づけた新たな計画の立案
- ②指導モデルから支援モデルへの移行を踏まえて、子どもへの人権侵害が学校の中で絶対に起きないことを実現
- ③不登校の子どもたちへの学びの保障や費用の支援、学校外で社会教育も含めて豊かな学習活動の実現
- ④子どもの意見表明の尊重、参画の保障
- ⑤子どもの権利を何よりも教職員が学び、研修し、指導していく。管理職への研修を実施し、管理職の意識を変える

会議概要（竹内准教授の発言）

「新しい時代への対応、子ども主体の取組について」

- ①G I G Aスクール構想で子どもたちがネット環境を使う、その中で新しい時代に対応した指導・支援が必要
- ②子どもたち自身に考えさせるようなルールづくりであるとか、新しい時代に合ったものにしていかないといけない
- ③子どもたち自身に考えさせて、子どもたち自身で検証させることが必要
- ④海外のいじめ対策では加害者に寄り添っている。加害者が指導されて、次のいじめを生んでいて、支援もせずに学校の先生に丸投げしているのが現状

第2回開催日 令和4年11月16日（水）18時～19時30分 オンライン会議

会議概要（末富教授の発言）

- ①国の第4期教育振興基本計画の動きを踏まえる
- ②指標は固め過ぎずに、各章の下での節や項で意識して考えていく
- ③アンケートは、完全無記名で実施し、学校の楽しい要素と楽しくない要素を評価させるほうが率直な意見が出る
- ④自分の権利と自由を大切にするから、相手の権利と自由も大切にできる
- ⑤子どもの参画、アンケート実施手法など、パイロットケースを組み立てて、意見の反映の試みを次期教育振興基本計画中に実施できるように無理なく進める

会議概要（竹内准教授の発言）

- ①子ども中心の理念・教育目標は、非常に重要
- ②国際比較のデータを指標とする方法もある
- ③意見聴取については、同じ子どもたちとやり取りしていくことが必要
- ④子どもたちが感じる息苦しさや楽しさが、今の学校とどのように違うのか、論点整理が必要
- ⑤教員へのファシリテーター研修を実施していくと、学校が変わっていき、教員は子どもの支援者になる

教育目標・基本方針（取組みの視点）

- ・アンケート集計結果やアドバイザー会議などを踏まえて、教育目標や基本方針に意見を反映していく
- ・教育目標などに必要な視点を管理職で意見交換を実施⇒事務局で意見をまとめ、第4回へ

第4回
幹部部会

（仮称）世田谷区教育振興基本計画の骨子（教育目標・基本方針）の案を策定

（仮称）世田谷区教育振興基本計画の構成（案）について（資料1参照）

教育目標について

子どもが見てもわかりやすく、学ぶ人の視点で教育目標を定める
また、その教育目標をもとに、子どもたちが育まれる世田谷の社会の実現を目指す

⇒予測困難な未来を自ら切り拓くための礎となる指標を盛り込む

- ①探究的な学び、個別最適な学びの視点
- ②挑む・挑戦する意欲、気概の視点
- ③違いを認め合う（共生社会）の視点
【誰一人取り残さない教育の推進】
【多様性、包摂性】
（ダイバーシティ&インクルージョン = 多様性と社会的包摂）
- ④コミュニケーション能力向上の視点
- ⑤グローバルに活躍する人材の育成の視点
- ⑥幸せ（個人と社会全体のウェルビーイングWell-being）の視点

基本方針（取組みの視点） 3～5つ程度

実施計画（行動計画）について

「取組み項目（取組み内容）」を定め、「実施計画・行動計画（重点項目事業を含めた個別の取組み・施策）」を定める

重点項目事業とは、5年間で特に重点を置いて取り組んでいく事業

基本方針（取組みの視点）について

教育目標を実現させるための指針として、基本方針（取組みの視点）を3つから5つ程度定めるための教育をめぐる主な現状

- ①家庭・地域との学びの連携【家庭教育への支援】
- ②キャリア・未来デザイン教育の推進
【せたがや探究的な学びの実現、非認知的能力の育成】
- ③未知の世界、予測困難な社会で生きていく資質・能力
【主体性・自主性・自立性の向上】【選択力の習慣化と向上】
- ④社会の担い手としての自覚、役割を果たす
【多様性が尊重される社会の実現】【自己肯定感・自己有用感の向上】
- ⑤子ども中心の教育の推進
【人権教育の推進、多様性や包摂性の理念の浸透、いじめ（重大な人権侵害）の撲滅】
【育つ環境や障害の有無に関わらず、等しく公平な質の高い教育環境の確保】
【インクルーシブ教育の実現、ジェンダーバイアス（偏り、思い込み）の解消】
- ⑥教育DXの更なる推進
【ICTを活用した学びの推進】【ICT環境整備の充実】【教職員の支援】
- ⑦個々の能力、興味関心、将来の進路等の多様化【選択肢の多様化、個性や多様性の尊重】
- ⑧地域で支える教育活動の推進
【大学、企業、町会、自治会、商店街、NPO法人等との連携】
- ⑨地域人材による部活動の活性化【休日の部活動の地域移行】
- ⑩生涯学習・社会教育の充実
【地域と学校の連携・協働の推進】【リカレント教育の推進】
【年齢を問わず学び続け、向上心や地域社会への貢献に意欲を持つ】
- ⑪多様な学びの場の拡充
【不登校特例校、ほっとスクールなどによる自己実現】
【特異な才能と学習困難とを併せ持つ児童・生徒に対する教育】
- ⑫文化の多様性を尊重し、国際社会の発展に寄与
【教科日本語の充実】【英語体験活動、海外交流の実施】

【検討部会（作業部会）】

- ・3グループで取組み内容などの検討
- ・課題整理など

報告

策定委員会、教育委員会、区議会、総合教育会議、庁内関係各課